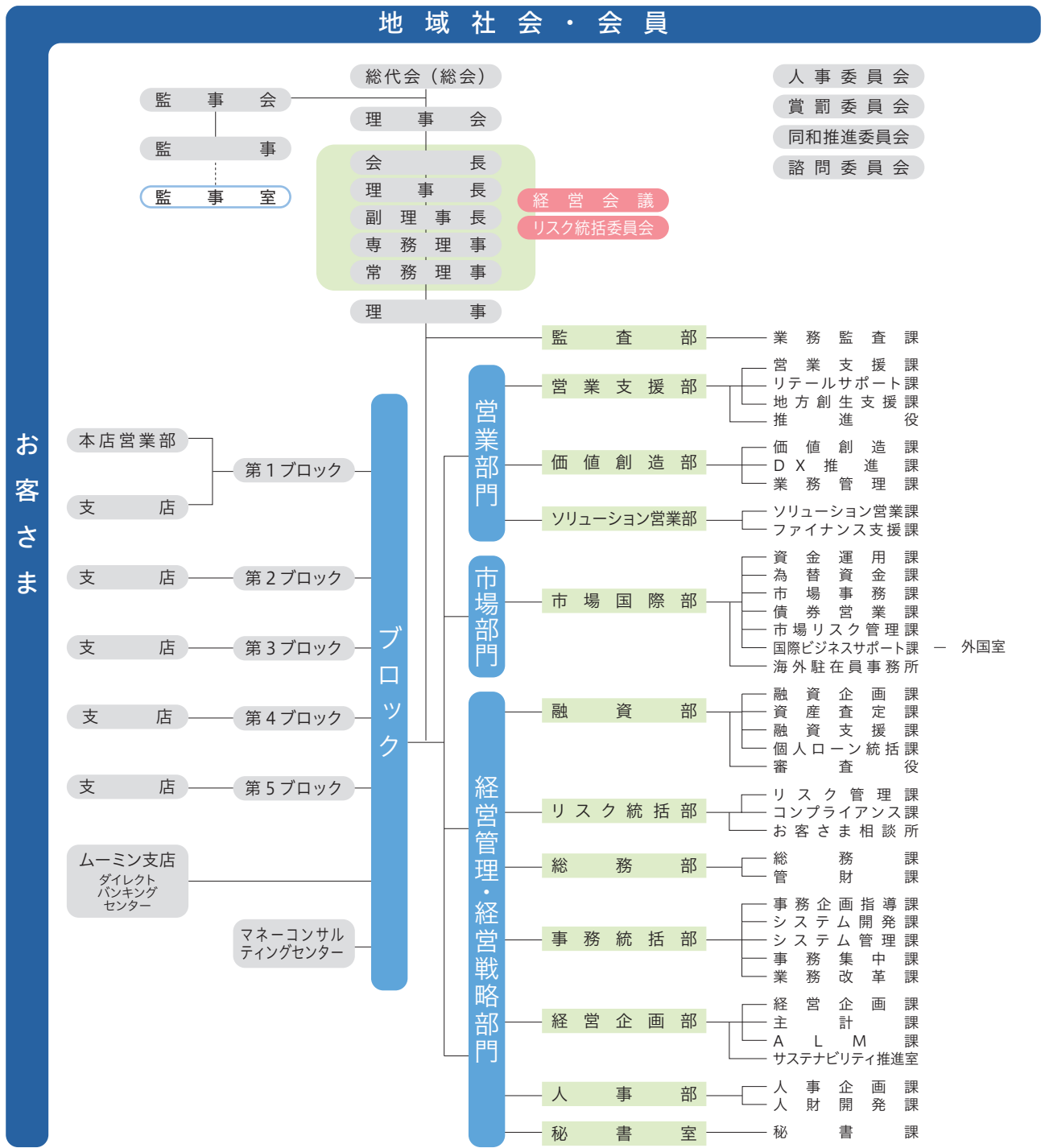


機構図

(2023年6月15日現在)



役員

会長	住田 裕 綱
理事長	好岡 政 宏
専務理事	桂川 慎 一
専務理事	光崎 修
常務理事	石神 靖 也
常務理事	執行 義 徳
常務理事	大野 達 哉

理事	宮脇 正 男
理事	江崎 義 規
理事	吉田 肇 夫
理事	大橋 一 範
理事	西村 雅 史
理事	吉田 賢 一

理事	酒井田 知 紀
理事	河合 潔 <small>(※1)</small>
常任監事	杉原 茂 彦
常任監事	吉田 賢 治
監事	坪井 昌 三 <small>(※2)</small>
監事	鬼頭 潤 子 <small>(※2)</small>

※1…理事 河合潔は、職員外理事であります。

※2…監事 坪井昌三、監事 鬼頭潤子は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

総代会

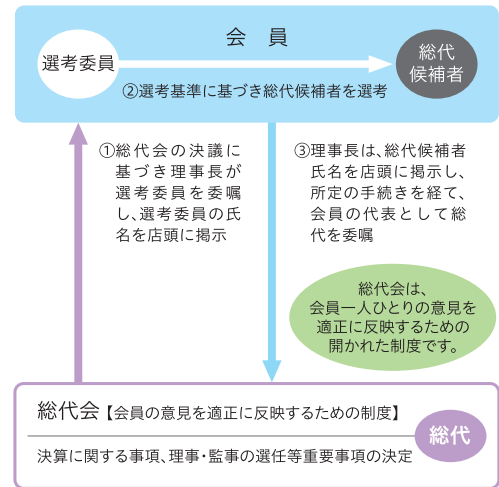
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算の承認、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から定款に定める方法で適正に選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代選考基準

1. 資格要件

- 当金庫の会員であること

2. 適格要件

- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
- 金庫の理念、使命をよく理解し、当金庫と緊密な取引関係を有する方

総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数・定年

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は120名以上150名以内とし、当金庫の地区を7区の選任区域に分ち、会員数に応じて各選任区域ごとに定めるものとします。なお、2023年3月31日現在の総代数は139名で、会員数は136,156名です。
- 総代の定年は、満75歳です。ただし、任期中に満75歳となる方は、任期満了まで在職可能です。なお、平成18年3月現在、総代の地位にあった方は、年齢に関係なく再任を可能(満75歳定年制の適用除外)としています。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、下記の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し出る。)

総代会

2023年6月15日 第72回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



第72回通常総代会

1. 報告事項

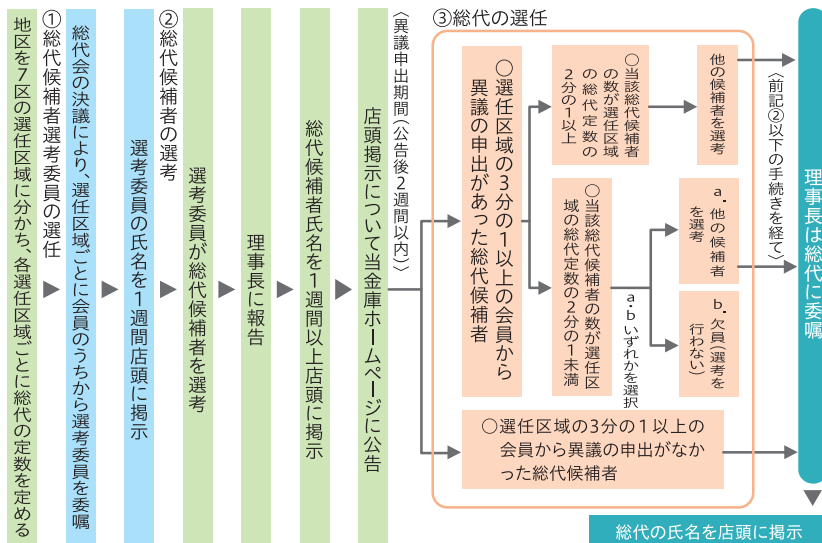
第84期(2022年度)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 第84期(2022年度)剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退について
- 第3号議案 監事の補充選任について
- 第4号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈について

総代会

総代が選任されるまでの手続きについて

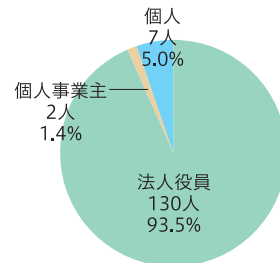


総代のみなさん

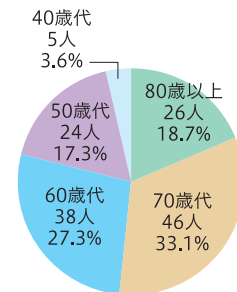
※氏名の後の丸数字は総代への就任回数 (敬称略)
(2023年6月15日現在)

- 第1区 (岐阜市のうち長良川以北の地区) 14名**
内藤 哲男⑤ 内藤 宙① 杉山 忠国① 伊藤 善男⑤ 春日 規章⑧ 入来院 博⑤
栗本 敏雄⑧ 大坪 岳彦③ 高木 信男⑩ 高井 順子⑤ 大澤 章人② 野々村 潔②
志知 孝一⑧ 岡田 忍⑥
- 第2区 (岐阜市のうち長良川以南の地区) 25名**
山口 憲一⑪ 不破 欣昭③ 大塚 雅之① 大松 栄太① 中嶋 康夫⑫ 松原 通夫⑪
浅野 多恵子⑥ 大野 實⑥ 下野 泰輔④ 篠田 充弘⑧ 安藤 元一⑥ 野尻 和男⑤
近藤 登志満① 鳥山 雄夫⑦ 馬淵 廣高⑬ 棚橋 義次④ 奥田 敏光⑧ 杉山 令憲⑥
水野 辰博⑤ 丹羽 龍② 後藤 清七⑦ 土屋 誠次② 沢田 誠② 浅野 良浩②
吉村 清隆①
- 第3区 (岐阜県のうち各務原市、美濃市、関市、美濃加茂市、山県市、郡上市の地区) 21名**
長瀬 俊泰④ 中下 一夫③ 小島 陽太郎⑤ 早川 太③ 西村 康利② 竹内 康芳②
朝日 浩司① 中谷 晴男⑨ 勝野 啓一④ 大道 成則② 長谷部 貴司① 藤田 武②
深尾 實② 石田 俊彦① 坂井 茂夫⑬ 永井 裕詞③ 平田 浩志③ 杉本 富夫②
高井 宏児② 板津 英仁③ 塚原 良則①
- 第4区 (岐阜県のうち大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡、安八郡、本巣郡、揖斐郡、不破郡、養老郡の地区) 17名**
村瀬 大一郎① 伴 巖⑩ 蓑島 裕和③ 森 典義④ 影山 正一⑩ 野々垣 雅美⑩
山田 典子② 三輪 英輝① 横山 善鐘⑤ 松久 誠④ 西堀 武博② 岩佐 文資⑫
加藤 雅彦③ 門崎 孝弘① 田邊 雅範⑤ 大西 隆③ 高砂 房子②
- 第5区 (名古屋市の地区) 15名**
大塚 恭史⑥ 藤江 強⑫ 後藤 壽夫⑩ 古川 長武⑥ 後藤 啓行⑤ 山田 健雄③
長谷川 善久② 津坂 守英⑥ 太田 邦治① 辻村 昌伸③ 高井 俊広② 梅村 篤③
鷲野 光司③ 大島 一郎⑦ 吉田 恒夫③
- 第6区 (愛知県のうち一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、津島市、日進市、瀬戸市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、あま市、長久手市、西春日井郡、丹羽郡、愛知郡、海部郡の地区) 32名**
杉山 登己⑬ 寺西 広造① 伊神 護⑫ 三輪 慎一郎③ 酒井 暢也② 藤井 寛達①
尾関 栄司① 山田 尚人③ 内山 敏男⑤ 梅田 慎吾② 原 邦一② 浮田 信也①
平林 米司⑩ 今井 満⑥ 加藤 浩一③ 高木 俊明② 菅田 峰夫⑤ 植田 常幸⑥
山口 雅志② 丹羽 公男⑨ 藤野 洋和① 大島 幹夫⑧ 安井 一美④ 小澤 俊哉②
都築 健① 野田 泰義⑧ 志水 義幸③ 鈴木 清貴② 古川 定容② 紅谷 亮一①
阿部 博① 塚本 壽男④
- 第7区 (岐阜県のうち中津川市、恵那市、多治見市、土岐市、瑞浪市、可児市、下呂市、加茂郡、可児郡、および長野県本曾郡のうち南木曾町、大桑村の地区) 15名**
丹羽 宏造⑨ 齊藤 隆④ 鈴木 欣也② 鈴木 英幸⑦ 阿部 伸一郎② 糸魚川 行吉⑧
小栗 史司⑤ 曾我 望武① 松原 治男⑧ 早川 正人③ 五島 達明③ 平岡 康弘⑧
堀野 義夫⑥ 生田 春生⑤ 各務 修吉⑤

総代の職業別分布

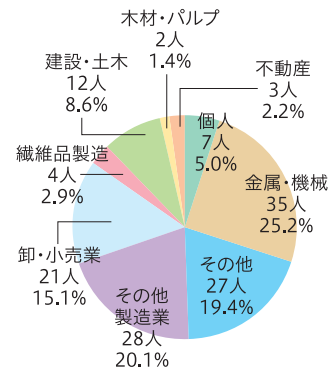


総代の年代別分布

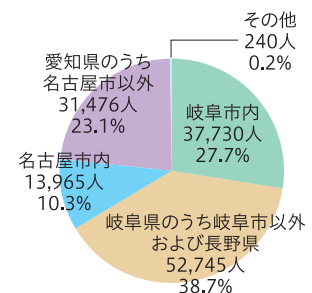


総代の業種別状況

※法人役員の方は属されている法人の業種で分類されています。



地区別会員数の状況



(2023年3月31日現在)

経営管理(ガバナンス)の基本的な考え方

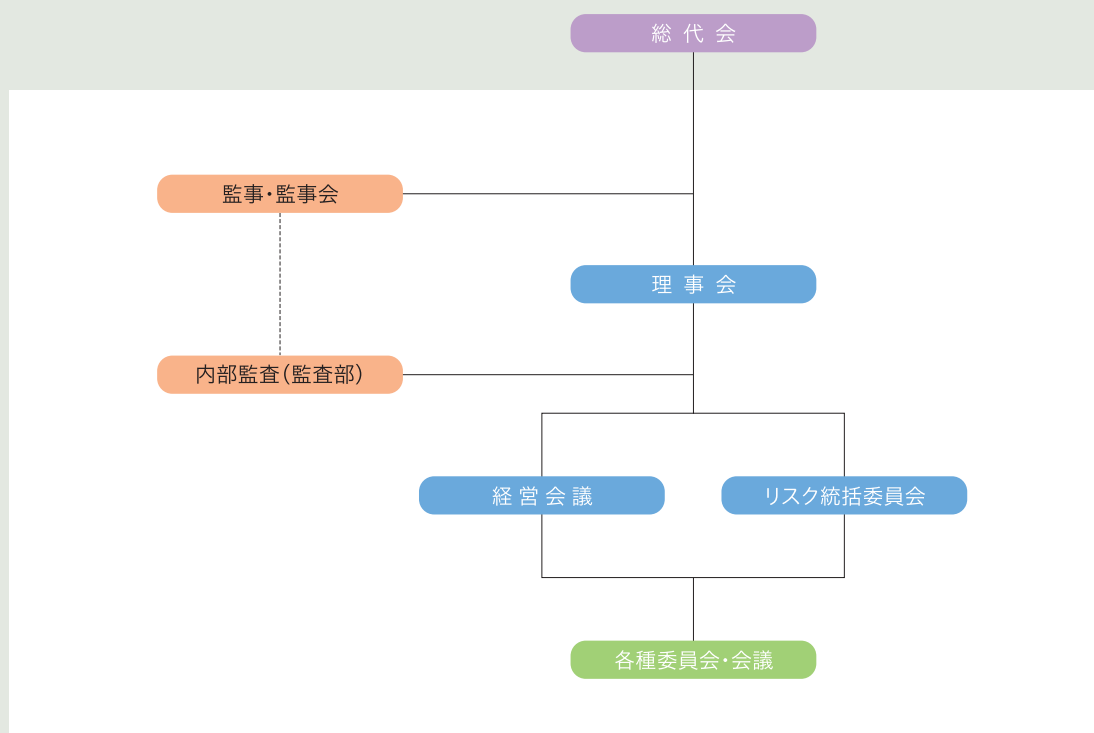
当金庫では、法令等遵守や各種リスクの的確な管理などの内部管理能力を高め、監査機能の発揮により、適切な経営管理(ガバナンス)を実施し、適時適切なディスクロージャーにより経営の透明性を高めていくことが、ステークホルダーである出資者やお客さまの信頼・満足度を向上させるとともに、地域社会への貢献、地域における存在意義の向上につながるものと考えております。

こうした考え方に基づき、当金庫は、協同組織金融機関としてのガバナンスの向上を図るため、「経営理念」「長期経営ビジョン」を定め、総代会、理事会、監事会等による経営のチェック機能を活かし、健全かつ効率的な経営および意思決定の迅速化等に努めております。

内部管理態勢の整備

当金庫および子会社・関連会社の業務の健全性および適切性を確保し、内部管理態勢の充実、強化を図るため、理事および職員ならびに子会社・関連会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、当金庫および子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制をはじめとする11項目の体制整備に係る方針を「内部管理基本方針」として理事会で決議し、内部管理態勢の整備に取り組んでおります。

● 経営管理体制



リスク管理態勢の充実

国際化の進展や金融技術・情報技術の進歩、お客さまニーズの高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性はますます高まっています。当金庫では、経営の健全性の維持・向上の観点から、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、リスクを統合的に管理するリスク統括部を設置し、様々なリスクに対応したリスク管理方針・規程等を整備して、地域に根ざした金融システムの担い手として健全で収益力の高い経営の実現を目指しております。

統合的リスク管理

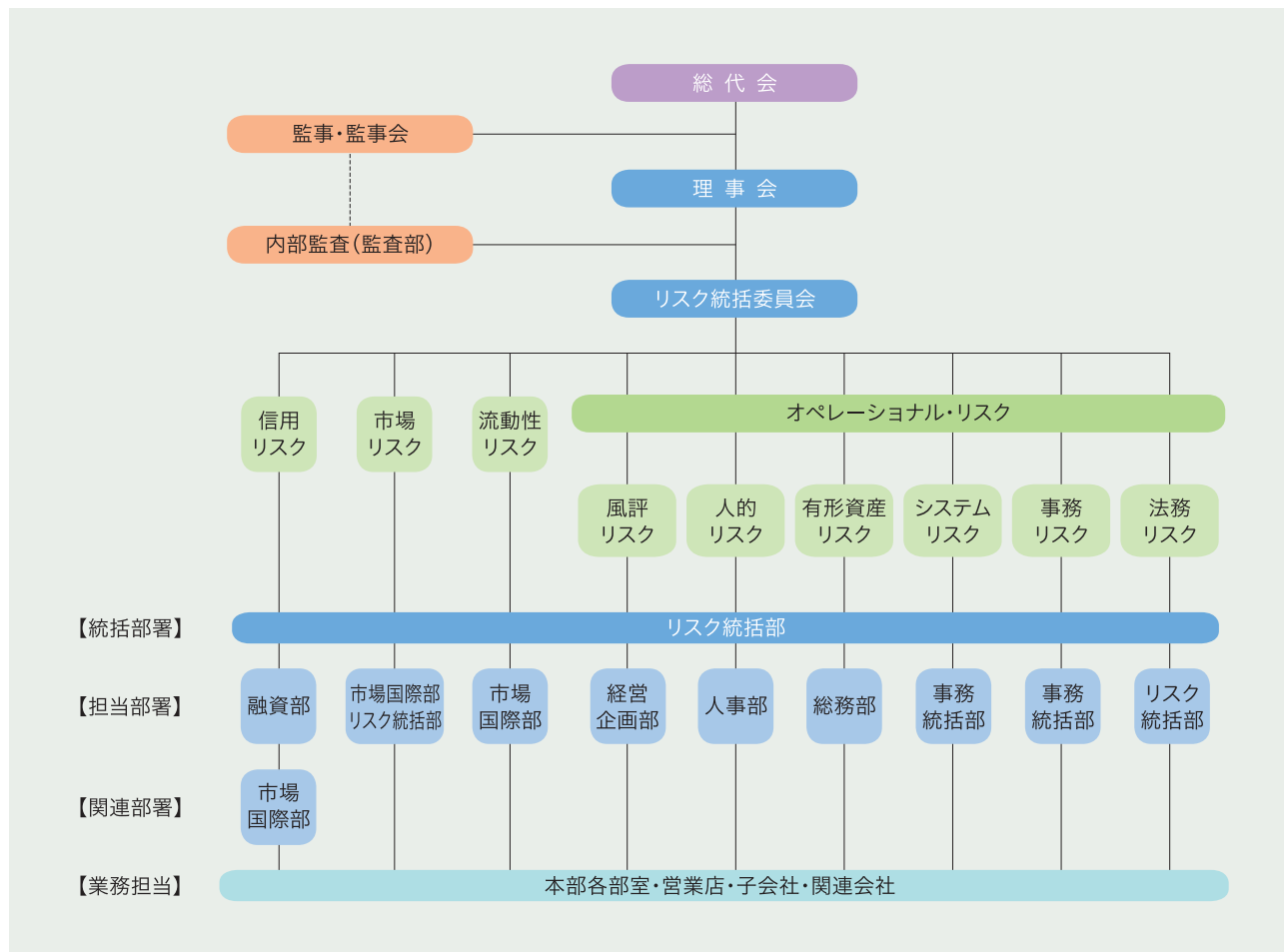
統合的リスク管理とは、直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク管理の高度化を目指して、各々のリスクを個別に管理するだけでなく、可能な限りVaR(バリュー・アット・リスク)などの統一的手法でリスクを計測しています。また、それらを統合的に把握したうえで、経営体力に見合ったリスク制御により経営の健全性および業務の適切性の確保に努めております。

具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて資本配賦を実施し、リスク量を自己資本の一定範囲にコントロールするとともに、バンキング勘定における金利リスク、与信集中リスクおよび信用部門、市場部門のストレス事象についても自己資本対比で評価しております。

また、統合的リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、統合的リスク管理の状況や各リスクの状況をリスク統括委員会、理事会へ報告する体制を整備しております。

● リスク管理体制



コンプライアンス

当金庫では、コンプライアンスを当金庫および当金庫の子会社・関連会社の経営の最重要課題の一つとして位置付け、諸規程の整備、臨店指導、各種研修などを通じて、職員の指導・教育に取組み、コンプライアンスマインドの向上に努めております。

コンプライアンス態勢強化への取組み

当金庫は、企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実、強化を図るため、法令等遵守方針、法令等遵守規程を定め、強固な運営体制を構築しております。

管理体制面では、リスク統括部をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス態勢に係る企画、立案、推進を行っております。

また、本部各部室、営業店、マネーコンサルティングセンターには、コンプライアンス担当者を配置し、所属職員に対するコンプライアンスに係る啓蒙・指導・検証を行っております。

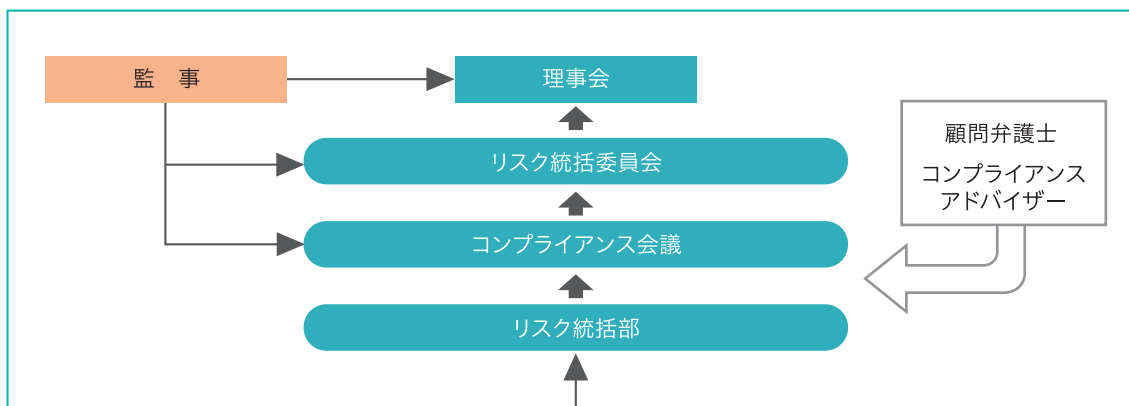
運営面では、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画書として、年度ごとに策定しているコンプライアンス・プログラムに沿って、規程等の整備、コンプライアンスに係る職員への研修・啓蒙活動を行い、役職員の意識向上および法令等遵守態勢の構築に向け取組んでおります。

● 法令等遵守方針

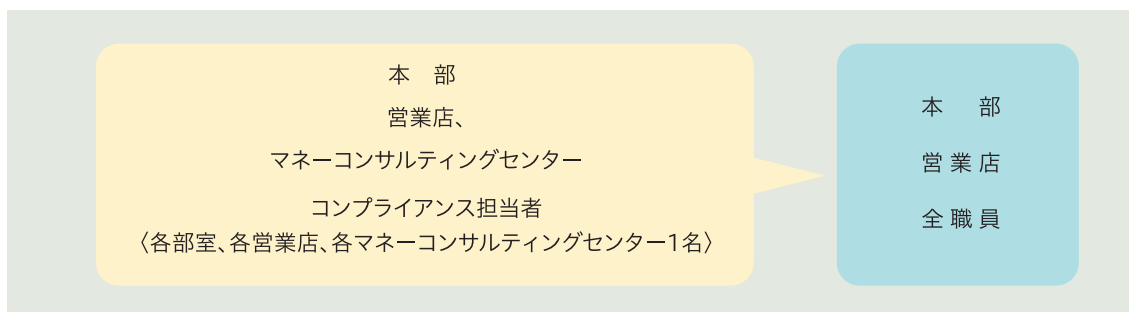
- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1.法令等遵守態勢の整備 | 4.法令等遵守に関するモニタリング |
| 2.行動綱領、規程等の整備 | 5.コンプライアンス運用状況の報告体制 |
| 3.法令等遵守を実践する企業風土の醸成 | 6.反社会的勢力への対応 |

● コンプライアンス体制

【組織的な体制】



【日常の運営体制】



マネー・ローンダリング等への対応、お客さまからのご相談・苦情・紛争等の対応

マネー・ローンダリング等への対応

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます)防止対策を経営上の最重要課題と位置づけ、以下の内部管理態勢構築に努めております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策基本方針

1. 組織態勢

- (1) 当金庫理事会は、マネー・ローンダリング等防止の重要性を認識し、その対策に積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネー・ローンダリング等防止対策の責任者および統括部署を定め、一元的な内部管理態勢を構築します。

2. 顧客管理

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止対策のための各種法令を遵守し、取引時確認やその他顧客管理を適切に実施します。

3. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告や取引モニタリングでの検知により把握した「疑わしい取引」を速やかに当局に届出します。

4. コルレス先の管理

当金庫は、コルレス先の情報を収集し、その評価を適切に行い、必要に応じて、コルレス先のリスクに応じた適切な対応策を講じます。また、営業実態のない架空銀行(いわゆる「シェルバンク」)との関係は遮断します。

5. 役職員の研修

当金庫は、全役職員向けの研修を継続的に実施し、マネー・ローンダリング等防止対策に関する役職員の知識習得、意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の検証

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止対策の遵守状況について定期的に検証を行い、継続的・組織的な態勢の充実に努めます。

お客さまからのご相談・苦情・紛争等の対応

1. 当金庫は、お客さまからのご相談・苦情を営業店またはお客さま相談所で受付けています。

岐阜信用金庫 お客さま相談所

●ご相談・苦情

電話/058-265-1151 当金庫ホームページ/「お客さまの声」

●個人情報に関するお問合せ

電話/058-265-1151 当金庫ホームページ/「お客さまの声」

●金融円滑化ホットライン

電話/0120-668-033(直通)

【受付】月～金(祝日、12/31～1/3を除く) 9時～17時
〒500-8562 岐阜市神田町6丁目11番地

※お客さまの個人情報は、ご相談・苦情の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うためにのみ利用します。

2. お客さまからご相談・苦情のお申し出があった場合、その内容を十分伺ったうえ、お客さまの正当な権利を損なうことのないよう注意し、適切かつ迅速な解決に努めます。
3. ご相談・苦情のお申し出については、記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

4. 当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客さま相談所または**全国しんぎん相談所**(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、**東京弁護士会**(電話:03-3581-0031)、**第一東京弁護士会**(電話:03-3595-8588)、**第二東京弁護士会**(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんぎん相談所または当金庫お客さま相談所」にお尋ねください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争解決のあっせん等の委託を受けた「**特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)**」電話:0120-64-5005でも受付けています。

各種相談

コンサルティングサービス

当金庫の中小企業診断士や1級ファイナンシャルプランニング技能士等が、外部専門家や公的機関と連携し、課題解決に向けてお手伝いします。

■コンサルティングサービスのご案内

- 創業・第二創業支援
- 事業承継・M&Aに関する支援
- 販路拡大・ビジネスマッチング支援
- 補助金・助成金に関する支援
- SDGsに関する支援
- カーボンニュートラル・CO2削減に関する支援
- DX化(IT化)に関する支援
- 人材確保・人材活用等に関する支援
- 知的資産に関する支援
- 海外進出に関する支援

■公的資格試験等合格者数

(2023年3月31日現在)

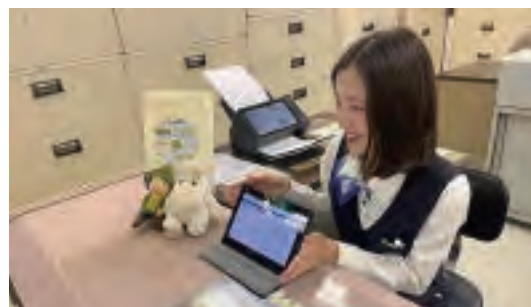
中小企業診断士	20名	宅地建物取引士	106名
1級ファイナンシャルプランニング技能士	72名	1級DC(確定拠出年金)プランナー	4名
社会保険労務士	4名	証券アナリスト	4名
行政書士	6名	応用情報技術者	2名

資産運用・年金相談

お客様のライフステージに合わせた資産形成のお手伝いをするため、ファイナンシャルアドバイザーを各支店に配置しており、お客様のご意向に沿った適切な商品・サービスのご提供をおこなっております。

また、お客様の多様なニーズにお応えし、最適なマネープランをご提案するため、金融商品のラインアップを拡充させております。

投資信託と生命保険商品のラインアップを各支店にご用意しております。



法律相談

外部の専門家が、定期的に相談業務を行っております。

	開催場所	お問い合わせ先	開催日時
法律相談	本店6階相談所	お客様相談所(本店6階) (058)265-1151	毎週水曜日 13:00~15:00